

# 惠那市下水道事業 地方公營企業法適用基本方針

平成29年度

(令和元年度修正)

惠那市水道環境部上下水道課

# 目 次

1. 地方公営企業法適用の背景と目的	1
2. 法適用の効果	2
3. 法適用の基本方針	4

# 1. 地方公営企業法適用の背景と目的

## 1) 国からの法適用に関する要請

これまで下水道事業について、地方公営企業法の適用(以下、法適用)は地方公共団体が任意(条例)によりその適用を決定することとされてきました。しかし、全国的な人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、公営企業会計の適用を推進することを目的として、総務省から「公営企業の適用の推進について」(総財公第18号 平成27年1月27日)及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」(総財公第19号 平成27年1月27日)が通知され、事業への法適用が要請されました。

### 総務省からの通知 〈概要〉

#### I-対象事業

- ・ 下水道事業及び簡易水道事業については、特に公営企業会計を適用する必要性が高い事業であることから、「重点事業」に位置づける。
- ・ 都道府県及び人口3万人以上の市区町村については、下水道事業及び簡易水道事業について移行が必要。

#### II-集中取組期間

- ・ 平成27年度から平成31年度までを公営企業会計適用の「集中取組期間」とする。

#### III-地方財政措置

- ・ 地方公営企業法適用に要する経費については、平成27年度から平成31年度までの間、公営企業債の対象とする。
- ・ 下水道事業及び簡易水道事業については、元利償還金に対する普通交付税措置を講じる。

## 2) 恵那市における地方公営企業法適用の背景と目的

当市の下水道事業は、昭和46年から「公共下水道事業」の整備を開始し、現在、「特定環境保全公共下水道事業」・「農業集落排水事業」・「個別排水施設事業」の4つの事業によって整備を進めてきました。

水洗化率は、平成30年度末で89.92%になり、下水道事業は、建設時代から改築更新を含めた本格的な維持管理の時代へ移行している状況です。将来にわたり安定的な下水道サービスを提供していくためには、経営の効率化及び健全化への取り組みが必要になります。そのため、地方公営企業法を適用し、企業会計方式へ移行することにより、財務諸表等の作成を通じて経営成績や財務状況を明らかにし、中長期的な計画的経営及び経営基盤の強化を図って行きます。

## 2. 法適用の効果

### 1) 会計情報の明確化

法適用により、会計方式がこれまでの官公庁会計から公営企業会計に変わります。

公営企業会計では複式簿記を導入することにより、会計情報が明確化され、多様な経営分析を行うことが可能となります。例えば、経常損益※1を目的に把握することにより、費用の縮減・合理化、使用料水準、一般会計等の負担ルール、国庫補助金等の外部資金の導入等、適切な経営が行われているのかを確認することができますようになります。

また、損益取引と資本取引※2を区分して経理するため、損益情報、ストック情報を的確に把握し、その分析を将来の経営計画の見直しに役立てることができます。

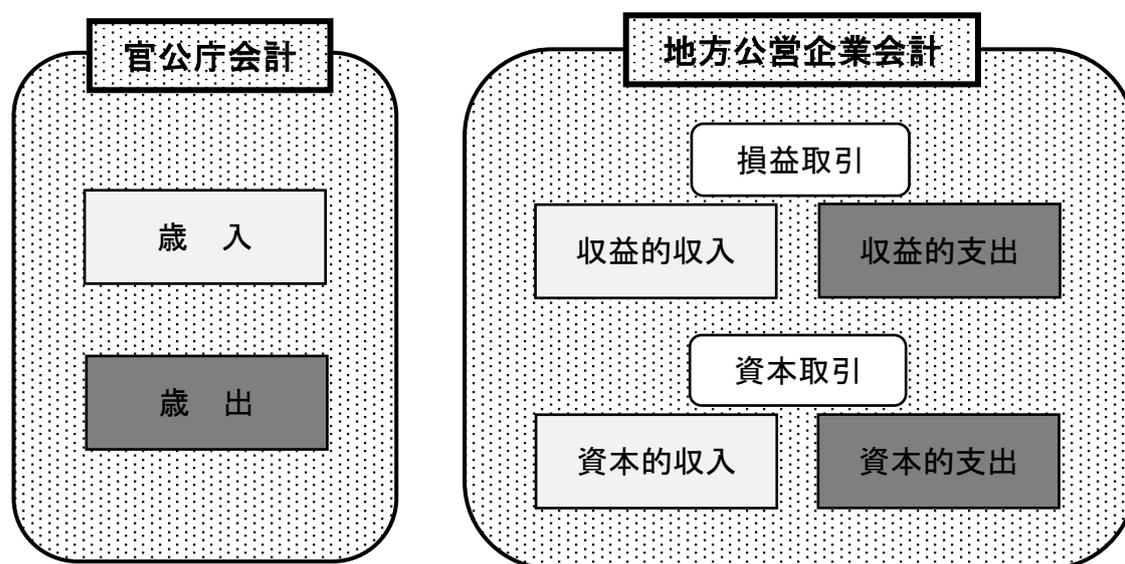


図 官公庁会計と公営企業会計の概念

### 2) ストック情報の把握

公営企業会計では、資産と財源のバランスを一覧にすることができるため、適切な世代間負担や財務安定性に関する検討を行うことができます。ストック情報や損益情報の的確な把握と将来収支の予測などにより、資産利用の効率性やサービス提供と財政の持続可能の観点から、より適正な資産の維持管理が可能となります。

事業の持続性を確保するためには、ストック情報の的確な把握と、これを通じた適切な変更計画の策定が必要です。減価償却費累計額の勘定科目が導入されることにより、施設の状態(老朽化等)の的確な把握が可能となり、更新計画策定の基礎情報を得ることができるようになります。

### 3) 保留財源の確保

公営企業では、減価償却費という非現金支出を収益的支出として経常します。これは現金の動きを伴わないため、翌年以降の事業に活用することができる保留財源として確保されます。保留財源は積み立てるなどして適切に運用することで、今後の更新投資に備えることができます。

### 4) 適正な使用料設定

公営企業会計では、官公庁会計にはない減価償却費を含めた総括原価を算定することができるようになります。これにより、事業年度ごとに発生する費用とその対価である使用料収益のバランスを把握することができます。また、施設の更新財源も含め、収益のあるべき水準を踏まえた適正な使用料算定が可能となります。

### 5) 適正な財産管理による情報公開と透明性の向上

資産価値、資産の運用方針が明確になることから、下水道事業の経営状況の正確な把握が可能となり、負担と受益の関係も分かりやすくなり、情報公開と透明性の向上を図ることが出来ます。普段は目に見えない下水道施設は、必要なライフラインであり、情報公開することにより、市民の理解が深まることが期待できます。

### 6) 職員の経営意識の向上

経営状況の明確化や独立採算制の原則により、職員の意識改革を促し、経営効率の向上が期待できます。

#### ※1 経常損益

損益取引のうち、料金収入や一般会計繰入金等の経常収益（営業収益及び営業外収益）から、維持管理費や支払利息等の経常費用（営業費用及び営業外費用）を差し引いたもの。

#### ※2 損益取引と資本取引

損益取引は支出の効果が当該事業年度の費用として処理され、当該事業年度の収益に対応する収益的収支、資本取引は支出の効果が翌事業年度以降に及び、将来の収益に対応する資本的収支に相当する。

### 3. 法適用の基本方針

当市は、地域経営力の向上による持続可能なまちづくりのために「第3次恵那市行財政改革行動計画」で、公共下水道事業及び農業集落排水事業について法適用し、経営の健全化を図る計画をしています。また、下水道事業の財務状況及び経営状況を明らかにし、安定した経営基盤の強化を図るため、中長期的な視点に立った健全な運営をしていくことが必要となります。

#### 1) 適用対象事業

法を適用する事業は、公共下水道事業特別会計・農業集落排水事業特別会計で運営している以下の4事業になります。

- ・ 公共下水道事業(奥戸)
- ・ 特定環境保全公共下水道事業(恵那峡、竹折、岩村、明智、上矢作)
- ・ 農業集落排水事業(千田川、東野、門野、下・小田子)
- ・ 個別排水施設事業(岩村)

#### 2) 適用範囲

法の適用範囲は、地方公営企業法の財務、組織及び職員に関する全て規定を適用する「全部適用」と財務規定のみを適用する「一部適用」の2種類あります。



図 全部適用と一部適用における規定の範囲

現在、当市の水道事業は地方公営企業法の全部適用し運営しています。下水道事業は、水道事業と同質的な業務が多いことから、水道事業と同じ適用範囲とすることで法適用のメリットを最大限に引き出し、また恵那市では上下水道課として組織統合も行われていることから、組織・財務・職員身分の取扱いを同等とすることが事務の効率化を図ることができるため、下水道事業の適用範囲を「全部適用」とします。

管理者についても、水道事業では、管理者を設置せず市長が兼務する体制としています。下水道事業においても管理者は設置せず市長が兼務するものとします。

